

公 安 委 員 会 説明資料No. 1	犯罪被害者等給付金の審査請求事案の 裁決について	令和3年11月18日 長 官 官 房

<p>公安委員会 説明資料No. 2</p>	<p>「銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集について</p>	<p>令和3年11月18日 生活安全局</p>
<p>1 趣旨 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和3年法律第69号）の施行に伴う銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）等の改正を行うに当たり、その改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。</p> <p>2 期間 令和3年11月19日（金）から令和3年12月18日（土）まで（30日間）</p> <p>3 内閣府令案等の概要</p> <p>(1) 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ クロスボウが発射する矢の運動エネルギーの値の「測定の方法」について、矢の速さ及び質量の測定値に基づき算出することとし、規制の対象となるクロスボウの威力の下限值である「人の生命に危険を及ぼし得る矢の運動エネルギーの値」について、6.0ジュールとする。 ○ 所持の許可を受けたクロスボウに当該許可に係るものであることを「表示するための措置」について、クロスボウ番号標を当該クロスボウの側面に容易に剥がれないように、かつ、見やすいように貼り付けることとする。 ○ 「クロスボウ射撃指導員の基準」について、クロスボウに関する法令を遵守し、相当な人格識見を有する者であること、所持の許可を受けてクロスボウを2年以上継続して所持している者であること等とする。 ○ クロスボウで射撃をすることができる「危害予防上必要な措置が執られている場所」について、危険区域について正当な権原に基づいて関係者以外の者が立ち入ることが禁止されていること等の措置が執られている場所とする。 ○ クロスボウの「保管の設備及び方法の基準」について、「保管の設備」の基準は、金属製ロッカーその他容易に破壊することができない構造を有するものであること等の要件を備えていることとし、「保管の方法」の基準は、「保管の設備」の基準を満たす設備に確実に施錠して保管すること等の要件に該当することとする。 ○ その他所要の規定を整備する。 <p>(2) 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則等の一部改正 クロスボウの取扱いに関する講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定の基準等を定めることとする。</p> <p>4 施行期日 令和4年3月15日</p>		

1 交渉の経緯

平成30年5月の日越首脳会談の共同声明において、本条約の正式交渉の開始に合意。同年12月の東京における第1回締結交渉以降、累次交渉を重ね、本年3月の第5回締結交渉で実質的な合意に達した。

日米、日韓、日中、日・香港、日EU及び日露間に続き、我が国が7番目に締結する刑事共助に関する国際約束となる。

2 条約の概要及び意義（略称：日越刑事共助条約）

(1) 目的

刑事に関する共助の分野における日越両国の協力を一層実効あるものとする。

(2) 共助の義務付け

外交ルートによる共助の場合、国際礼譲(※)に基づいて行われるため、必ずしも共助が実施されるとは限らないところ、この条約の締結によって、日越間では共助の実施が国際約束上の義務となり、一方の国からの共助請求が、相手国において一層確実に実施されることを確保できる。

※ 儀礼・便宜・好意等から、国家間に一般に行われている慣例

(3) 手続の迅速化

従来外交ルートに代えて、両国でそれぞれ指定される中央当局（日本：国家公安委員会(※)・法務大臣、越側：最高人民検察院）が、相互に直接連絡することとなり、関連する事務処理の効率化・迅速化が期待できる。

※ 国家公安委員会は、我が国警察からの請求についての中央当局となる。

(4) 共助の実施内容

物件（証拠となる書類、記録その他の物）の取得、捜索・差押え、刑事手続に関する文書の送達等の共助の実施について規定されている。

なお、この条約を実施するための立法等の措置は必要なく、国際捜査共助等に関する法律等により行うことができる。

3 今後の手続

閣議決定を経て、署名される予定。

その後、日越双方において国会承認が得られれば、外交上の公文を交換した後、30日目に発効の予定。

令和3年の全国殉職警察職員・警察協力殉難者慰霊祭を次のとおり開催する予定である。

1 開催日時

令和3年11月28日（日）午後1時30分

2 開催場所

東京都千代田区 グランドアーク半蔵門

3 主催

警察庁・公益財団法人警察協会

4 合祀する御霊

- | | |
|---------------|--------|
| (1) 新たに合祀する御霊 | 11柱 |
| ○ 殉職警察職員 | 9柱 |
| ○ 警察協力殉難者 | 2柱 |
| (2) 上記合祀後の御霊 | 6,255柱 |
| ○ 殉職警察職員 | 5,609柱 |
| ○ 警察協力殉難者 | 646柱 |

5 式次第

- (1) 開式
- (2) 殉職警察職員・警察協力殉難者名簿の奉納
- (3) 式辞 警察庁長官
- (4) 黙祷
- (5) 追悼の辞 内閣総理大臣（調整中）、国家公安委員会委員長
御遺族代表
- (6) 指名献花 警察庁長官、警察協会会長、御遺族
内閣総理大臣（調整中）
国家公安委員会委員長、国家公安委員会委員
都公安委員会委員長、警視総監
- (7) 一般献花 次長、官房長 等
- (8) 挨拶 警察協会会長
- (9) 閉式

(参考)

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、参列者を限定して開催する予定である。